# 社会福祉法人イエス団真愛あらた居宅介護支援事業所

# 居宅介護支援(指定介護予防支援)事業者運営規程

（運営方針）
第１条
（１） 老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
（２） 施設を利用者の生活の場とし､介護にあたっては､利用者の主体性を大切にします。
（３） 地域の高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

（事業の目的）
第２条
社会福祉法人イエス団が設置する真愛あらた居宅介護支援事業所（以下「真愛」という）において実施する、指定居宅介護支援事業（指定介護予防支援）（以下「事業」という）を適正に運営するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、真愛の介護支援専門員（１９９９年厚生省令第５３号に定める介護支援専門員実務研修修了者）は要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成すると共に、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜提供を行うと共に、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜提供を行うことを目的とする。
（１） 利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
（２） 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から､総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。
（３） 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないように、公正中立に行う。
（４） 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援（介護予防支援）事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図り､総合的なサービスの提供に努める。
（５） 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省第38号、１９９９年３月３１日付）第１３条の具体的取り扱い方針を遵守する。

（事業所の運営）
第３条
指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称など）
第４条
名称及び所在地は次の通りとする。
（１）名称　　真愛あらた居宅介護支援事業所
（２）所在地　　神戸市兵庫区荒田町３―４７―１

（職員の職種、員数、及び職務内容）
第５条
この事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
（１）管理者：１名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
管理者は、介護支援専門員とする。
（２）介護支援専門員：１名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス等または施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連絡調整を行う。介護支援専門員一人当たりの担当件数は介護保険制度による標準件数とする。事業の運営に当たって地域包括支援センターとの連携を努める。

（営業日及び営業時間）
第６条
この事業の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
（１）営業日：通常月曜日～土曜日までとする。
ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。
（２）営業時間：午前９時～午後５時３０分までとする。

（事業の提供方針と内容及び利用料その他の費用の額）
第７条
（１）この事業の内容は次の通りとし、この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
①利用者の相談を受ける場所：居宅介護支援事業所内相談室及び利用者が希望すれば利用者宅
②使用する課題分析票の種類：居宅サービスガイドライン（介護予防ケアマネジメントマニュアル）
③サービス担当者会議の開催場所：利用者宅
④介護支援専門員のモニタリング：
居宅介護支援時：特段の事情のない限り少なくとも１ヶ月あたり１回の訪問
指定居宅介護予防支援：利用者の居宅を訪問する等、最低月１回の実施
（２）厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は事業所の見やすい場所に掲示する。
（３）交通費について第８条に規定するサービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費を徴収する。
（４）その他の費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（通常の事業の実施範囲）
第８条
通常の事業の実施地域は、
神戸市兵庫区、長田区、中央区、灘区とする。

（緊急時における対応方法）
第９条
介護支援専門員等は利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告

するものとする。

（事故発生時の対応）
第１０条
（１）事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
（２）前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
（３）利用者に対する指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（個人情報の保護）
第１１条
（１）事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
（２）事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及び家族の了解を得るものとする。

（苦情処理）
第１２条
（１）指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
（２）事業所は、提供した指定居宅介護支援(指定介護予防支援)に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
（３）事業所は、提供した指定居宅介護支援(指定介護予防支援)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（高齢者虐待防止の推進）
第１３条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束の適正化）
第１４条

身体的拘束の適正化について情報共有し、今後の身体的拘束防止につなげる。
身体的拘束廃止について認識の共有・統一を図り、リスクのある事例等について協議するなどし、サービスの質の向上を目指す。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し、従業者に周知徹底を図る。

（２）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規職員への採用時及び定期的（年２回以上）に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条

（１）事業所は、指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

（２）事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

・採用時研修　採用後１ヶ月以内
・継続研修　　年２回

（３）職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（４）職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（５）事業所は、指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

（６）この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人イエス団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　　この規程は、２００４年１０月　１日から施行する。
２００６年　４月　１日から改定する。
２００７年　４月　１日から改定する。
２００７年　７月　１日から改定する。
２００７年　８月　１日から改定する。
２００８年　６月　１日から改定する。
２０１０年　９月　１日から改定する。
２０１１年　１月　１日から改定する。
２０１１年　３月　１日から改定する。
２０１２年　４月　１日から改定する。
２０１２年　６月　１日から改定する。
２０１２年　６月　１日から改定する。
２０１２年１２月　１日から改定する。
２０１３年　４月　１日から改定する。
２０１４年　２月　１日から改定する。
２０１５年　４月　１日から改定する。
２０１６年　１月　１日から改定する。
２０２０年　１月　１日から改定する。
２０２１年　４月　１日から改定する。
２０２１年　４月２６日から改定する。
２０２３年１０月　１日から改定する。
２０２４年　４月　１日から改定する。
２０２４年　９月　１日から改定する。
２０２４年１０月　１日から改定する。